

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

今はもう聞けないけれど、迷った時、あの人なら何て言うだろうかと思ひ出す人が誰にでもいるでしょう。
ある寺の住職もその一人です。跡取りでありませんが、建設会社を経営、父親が亡くなってから本山で修行して住職になりました。「数字や経営の範囲を超えて力を振るって下さい」と税理士試験に合格していない時期に手紙をくれました。数年後、面会謝絶の病室に合格の知らせを届けました。悩みや苦しみを救うのが寺の役目と言い、行動し続けたその人なら今、何を語ってくれたのでしょうか。

私の書棚より

○経営とは人間集団を率いること、統御することで、そのためには深い人間理解が欠かせない。さらに事業活動の現場では、事業の経済的力学と現場の人間心理学のかけ算で、すべてのことが動いている。

○まず、正の戦略をきちんともち、その路線で動き出して、後に奇を加えるのが勝負の肝、というのである。

「孫子に経営を読む」
伊丹敬之著 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□個人が事業用に係わらず、土地や建物を譲渡して損失が発生した場合には、他の土地や建物の譲渡利益と損益通算することはできませんが、この損失を事業所得、給与所得、不動産所得と損益通算することはできません。また、青色申告の場合の翌年以降の繰越控除も認められません。
ただし、居住用財産を譲渡した場合に発生した譲渡損失は、買換えを要件とした特例やローン残高から譲渡価額を控除した金額を限度とした特例により、事業所得、給与所得、不動産所得と損益通算及び3年間の繰越控除をすることができます。

□平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで間に、30 歳未満の個人が祖父母から教育資金の贈与を受けた場合、1,500 万円までは贈与税が非課税となります。この手続きは金融機関と一定の契約に基づき、その金融機関を経由して教育資金非課税申告書を提出する必要があります。また、相続時精算課税の 2,500 万円までの贈与税非課税の特例も、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から、20 歳以上の孫も含むこととされます。

なお、これらの特例とは別に、親が子へ、祖父母が孫へ、入学金や学費に充てるために支払われる金銭は贈与税はかかりません。これは扶養義務者からの扶養義務の履行として行われるからです。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

9 月の税務スケジュール

10 日	○ 8 月分の源泉所得税の納付
30 日	○ 7 月決算法人の確定申告 ○ 27 年 1 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 10 月、27 年 1 月、4 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 9 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
------	----------------------------

今月の贈る言葉『効率や損得にとらわれると人間が小さくなる』by 斉藤茂太